

県営繕課と電業協会との意見交換会議事録（令和元年度）

- 1 日 時 令和元年11月6日（水）10時30分～
2 場 所 県庁 第二庁舎 4階 第32会議室
3 出席者

鳥取県 (10名)
総務部 営繕課
課長 隠 樹 正 人
参事 下 田 悟
課長補佐 岩 村 英 明
課長補佐 松 田 秀 和
課長補佐 西 山 孝 志
課長補佐 堀 雅 貴
係長 瀬 戸 邦 彦
警察本部 交通部交通規制課
課長補佐 岩 城 毅
係長 前 田 浩
警務部会計課
係長 野 田 雅 寿

一般社団法人 鳥取県電業協会 (8名)
会長 伊 藤 憲 吉
副会長（東部支部長） 岡 本 安 量
副会長（中部支部長） 長 田 昭 人
副会長（西部支部長） 金 山 福 雄
理事（中部副支部長） 寺 地 建
理事（西部副支部長） 鳥 橋 祐 二
政策・経営副委員長（東部） 坂 本 謙 次 郎
事務局長 太 田 垣 順

4 挨拶

- (伊藤会長) ご多忙のところお集まり頂き有難ございます。
県の財産を作る立場として有意義な会としたいと思いますので
よろしくをお願いします。
- (隠樹課長) 日頃よりお世話になります。公立学校のエアコン工事について
は、電業協会会員の方にもお世話になっています。今日は議題を
3点頂いているので、忌憚のない意見交換をお願いします。

5 意見交換

【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。
結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

(1) 予定価格の積算資料開示について

予定価格の見積機器の見積依頼先のメーカー（3社見積）等の開示を要望します。

営繕以外では、特殊機器の価格は内訳で開示されています。
建設物価に標記されていないものは、見積依頼先で金額にかなりのばらつきがあります。予定価格が事後公表施行となり、設計積算時の見積先以外で、価格の安価なメーカーがあった場合、安価なメーカーを基準に積算し、低入札と判断されても公平性が保たれません。

- (県) 営繕工事では特殊品も少なく、見積徴収先の開示を行う予定はない。
県が見積依頼先を開示することは自由な取引を阻害することとなる。
営繕工事では特殊品を使用する場合にはその仕様を設計図書で明示するようにしているので見積は可能と考えている。
従前から協議頂いている予定価格の事後公表は他業界との合意の目処が立っておらず、ご指摘の公正性の問題は当面生じないと考えている。
営繕以外の工事で見積先が開示されている特殊機器はどんな品目があるか教えていただきたい。
- (協会) 融雪装置、トンネル照明等がある。参考メーカー、運搬業者等が記載されていて親切であるが、融雪装置は全員失格となったことがあった。
営繕工事でも特殊品には参考品番を入れてほしい。
- (県) わかりにくいものは参考品番を書かせてもらっているが、メーカー開示をするとそのメーカーに誘導しすぎになる恐れがある。
- (協会) 会社での利益確保のためにはあったほうがよい。
特殊機器はメーカーによって価格のばらつきが大きいので入札する際の不安要素となる。
- (県) 困った案件があったらその都度質疑をあげてもらい、個別に対応することとしたい。
- (協会) 了解

(2) 総合評価落札方式（営繕関係工事）に関する運用ガイドラインのうち

2 簡易評価型総合評価における配置技術者工事成績について

配置技術者の工事成績が、県・境港管理組合又は国発注工事（国立大学法人含む。）における配置技術者の工事成績のみが有効となっていますが、市発注の工事のうち工事成績点数の付いている工事は評価対象に入れていただきたいです。

(協会) 会社と配置技術者の同種工事の実績について発注先は限定されていないのに、工事成績については限定されている。

技術者不足で配置できる技術者は限られているので、市の発注工事の評価点も対象にしてもらいたい。

(県) 今のところ市発注工事への対象拡大は出来ない。

評価対象とするためには、検査基準や検査体制で国や県の基準と同等以上であることが条件であるが、市発注工事の検査については十分とはいえない。市によっては検査する人が専門の技術職員でないケースもある。

今後検査体制が十分になれば検討したい。

(協会) 了解

(3) 電気工事 (信号・端末工事) の発注について

鳥取県警察本部発注の電気工事 (信号工事) は機器の受注メーカーが限られ、価格の競争性が無いため利益率が悪く、鳥取県発注の簡易評価型総合評価入札で調達公告「電気工事」が受注できるまでは入札に参加できません。

先に信号工事を受注すると受注減点があるため、一般電気工事の受注が困難です。

信号工事は制限付一般競争入札で調達公告されるのに、電気工事で一括発注のため受注減点があり入札参加者は少ないです。

鳥取県警察本部発注の調達公告は発注工種を「信号・端末工事」として受注減点のない発注をしてほしいです。

(協会) 信号工事は製品の仕入れ先が限定され仕切り値が高く利潤がないことに加え、電気工事として受注すると受注額減点により一般営繕工事の受注が困難となる。

また信号工事は年度初めに工事発注されることが多く、上記理由により応札に躊躇するのが現状。

せっかく工事発注頂いても残念ながら応札無しとなるケースが発生している。

入札も信号工事は総合評価方式ではないのに、受注減点だけが一般営繕工事に反映されることに違和感がある。

(県警) 不落札が多いこともあり、今年度機器費の単価見直しを行ったが、再度検討したい。機器費の地域格差の話も聞いているが、全国共通仕様 (柱、部材は別)、同一県内、メーカー指定はない、等から対応に苦慮している。一部機器の分離発注も実施している。

(協会) 機器の分離 (支給) は止めてもらいたい。(労務だけでは利益がない) 交通整理員の単価も夜間工事等が多く、県の単価と実情の単価に差異がある。以前、県より交通誘導員の労務費は経費でカバーしていると言われたが、これは道路維持業務の場合であり条件が合わない

(県) 利潤が確保できるように出来ないか、受注減点の対象外とすることが出来ないかの2点についてになると思う。

後者については、資料1のとおり県の発注工種について建設業法で電気工事と分類されている信号設置工事を別工種とするのは難しく、受注機会の機会均等の趣旨から考えて、受注減点制度から外すのは避けるべきと考えられるが、今のままだと応札できないことになる恐れもあり、今後検討の余地がないこともない。

なお、信号工事で受注減点が付かない場合、協会外の社からクレームが来ないか。

(協会) 協会外の社で信号工事を応札する社は見当たらないので来ないと思う。

(県) 協会の意見をもとに諸条件を整理して問題を洗い出した上で、検討したい。

6 県営繕課からの議題

(1) 工事書類の簡素化及び情報共有システムの利用について

(県) 各業界からの要望により工事書類の簡素化を進めている途中で、平成30年度に鳥取県総務部営繕工事執行要領も改正しているところだが、現場に情報提供不足ということもあり今回概要を再度提示する。(資料2) 協会員の現場担当にも情報共有してほしい。

事務の簡素化は工事点数に影響するので工事検査課にも趣旨を説明して共有化を図っている。

なお、工事検査については検査員の指示により必要な写真を円滑に提示できることを条件に電子アルバムで受検も可能。(検査課了解済)

また、先日営繕課でもデモを受けたが、情報共有システムを使用することを前向きに検討中。

(協会) 了解。情報共有システムは国の工事で使用しているが、利用したほうがよいと考える。ただし、工事監理者にも話しておく必要がある。

(県) 了解

(2) 営繕工事の働き方改革について

(県) 以前より週休2日のモデル工事を実施したいと考えてきたが、現在予算及びスケジュールを調整中で、来年度実施したい。

併せて、設備関係の協会等から要望されている建築の工期と設備の工期をずらすことについて、国で行っている概成工期(建築の工期を制限して建築工事完了後の設備工事日程を確保)を仕様として建築工事に設けることについて準備を進めたい。

(協会) 週休2日は、設備工事にとって建築との工程の調整が難しい。実現できなかったときのペナルティはあるか。

(県) 試行段階ではペナルティなしを考えている。実施してみてもの問題点を検討して今後につなげたい。労働環境を変え、若年層の定着にもつながると期待したい。

7 その他

工事ランク分けの請負対象設計金額について

(協会) 請負対象設計金額(予定価格)の工事ランク区分(A・B級の区分は1,500万円)について消費税が含まれているのはどうか。

消費税がアップしたことでもあり、税抜きの価格にしていきたい。

鳥取市発注工事の予定価格は税抜きの額である。消費税抜きのほうがよい。

(県) 複数の団体から税抜きにしてほしいという要望を頂いている。

各業界共通の要望であれば県土総務課と協議したい。

以上